

建築・設備総合管理技術者の皆様へのお知らせ

建築・設備総合管理技術者から建築・設備総合管理士への移行について

「建築・設備総合管理技術者」から「建築・設備総合管理士」への移行の方法の概要について、下記の通り決定致しましたので、お知らせします。

記

1. 移行方法

「建築・設備総合管理士」の皆様は、移行申請を行っていただくことで、簡便に「建築・設備総合管理士」に移行できます。移行申請を行っていただければ、「建築・設備総合管理士講習テキスト」を送付いたしますので、自習をお願いいたします。

2. 移行手続きの方法

平成 28 年（本年）12 月下旬に、「建築・設備総合管理技術者」の皆様全員に移行方法の詳細を記し、申請書様式等含む「移行案内」を送付致します。

今年度に「建築・設備総合管理士」への移行を希望される方は、平成 29 年 2 月下旬までに移行申請をお願いいたします。平成 29 年 3 月末に「建築・設備総合管理士」登録証を送付します。（来年度以降も同時期に移行申請を受け付ける予定です。）

なお、「建築・設備総合管理士」への移行登録が行われた時点で、「建築・設備総合管理技術者」の登録はなくなります。

3. 移行登録料

16,070 円（テキスト代、登録料及び消費税込み）

4. その他

「建築・設備総合管理士」への移行を希望されない「建築・設備総合管理技術者」は、更新登録により、更新期限まで「建築・設備総合管理技術者」を続けることもできます。なお、更新登録は今後 1 回のみ可能です。

参考：「建築・設備総合管理士制度」について

詳細について、BELCA Letter（Vol33、平成 28 年 3 月）等でお知らせしているように、建築物のライフサイクルマネジメントの担い手として、建築物の所有者を支援し、又は、建築物のライフサイクルマネジメントに係る諸事業の適確な実施を行う者を「建築・設備総合管理士」の称号を与え、登録する制度で、今年度(平成 28 年度)より開始しています。

以上

《問い合わせ先》BELCA 事務局（土日、祝日を除く、午前 9:30 から午後 5:30）
公益社団法人 ロングライフビル推進協会（BELCA） 資格推進部
〒105-0013 東京都港区浜松町 2-1-13 芝エクセレントビル 4 階
TEL 03-5408-9830 FAX 03-5408-9840